

公の施設の指定管理者を募集します

町では、次の公の施設について、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の公募を予定しています。7月下旬から随時、募集要項等を下記各担当課および町ホームページ等で公表します。

【指定管理者制度とは】

従来の管理委託制度とは異なり、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上、コストの節減等を図ることを目的とするものです。



No 1：周防大島町久賀歴史民俗資料館等



No 2：日本ハワイ移民資料館



No 3：周防大島町陸奥野営場等



No 4：竜崎温泉潮風の湯

No	施設 の 名称	担当課	問い合わせ
1	周防大島町久賀歴史民俗資料館	社会教育課（久賀公民館）	☎0820(72)2271
	周防大島町町衆文化伝承の館		
	周防大島町町衆文化の薫る郷公園		
2	日本ハワイ移民資料館	社会教育課（大島公民館）	☎0820(74)5300
3	周防大島町陸奥野営場	商工観光課	☎0820(79)1003
	周防大島町立陸奥記念館		
	周防大島町なぎさ水族館		
4	竜崎温泉潮風の湯		

(注) 公募は、No.1～4の施設をそれぞれ1件として募集する予定です。

やくば窓口 通!信

こんなときどうするの？ どうなるの？ ①

今月号からは窓口でよくあるご質問にお答えしていきます。
第1回は7月に発行される後期高齢者医療保険被保険者証についてのご質問です。

【ご質問】

新しい保険証が届きません。どうしたらいいですか？

【お答え】

保険証は7月初めに簡易書留で発送します。簡易書留は受領印が必要なので配達して渡せなかった場合には、ご不在連絡票を残して郵便局へ持ち帰ります。ご不在連絡票に書かれた期間中は郵便局で保管されているので郵便局で受け取れます。その期間を過ぎると7月末には役場へ戻ってくるので役場で受け取ることになります。受け取りには本人確認の書類や印鑑が必要です。代理人の場合は委任状が必要です。



■問い合わせ

久賀総合支所（79）1000
大島総合支所（74）1001
東和総合支所（78）1110
橘総合支所（77）5500